

次のとおり事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び愛知中部水道企業団財務規程（昭和50年規程第10号）第84条の規定に基づき公告します。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により実施します。

令和7年1月8日

愛知中部水道企業団
企業長 近藤 裕 貴

1 入札に付する事項

| | |
|-----------------|---|
| 工 事 名 | 日進市藤塚七丁目他地内配水管布設替工事 R6～R7 |
| 工 事 場 所 | 日進市藤塚七丁目他地内 |
| 工 期 | 契約の翌日 から 令和7年8月27日 まで |
| 工 事 概 要 | ・ HPP φ 50mm L=252.87m ・ 排水弁工 φ 50mm 1箇所 ・ 給水切替工 4箇所 他 ・ 工事概要の詳細は、設計書を参照 |
| 予 定 価 格 | 金 21,900,000 円 （消費税及び地方消費税額を含まない。） |
| 最 低 制 限 価 格 | 有 |
| 建 設 リ サ イ ク ル 法 | 有 |
| 入 札 保 証 金 | 免除 |
| そ の 他 | ・ 特記仕様書参照。 |

2 入札参加資格

| | |
|-----------|--|
| 地 域 要 件 等 | 愛知中部水道企業団入札参加資格者名簿に登録されていること。 企業団管内（豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町）に建設業法（昭和24年法律第100号）上主たる営業所（一般的には「本社」「本店」のことをいう。）を有し、引き続き5年以上の営業年数があること。 |
| 指 名 停 止 等 | 公告日から落札決定までの間、愛知中部水道企業団から指名停止の処分を受けていないこと。 |
| 業 種 | 水道施設工事（建設業の許可及び公告日に希望業種の登録を有する者） |
| 総 合 評 定 値 | 制限なし |
| 施 工 実 績 | 申請日前10年間に官公庁（国・県・他の地方公共団体に限る）発注の次の工事を元請として1件以上 ・ 上水道におけるHPP φ 50mm以上の施工延長実績が50m以上あること |
| 技 術 者 | 建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。また、配置予定の技術者は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ※恒常的な雇用関係とは、入札の申込日以前に3か月以上の雇用関係を必要とする。 |

3 入札参加資格確認申請

| | |
|---------|---|
| 申 請 期 間 | 令和7年1月8日 午前9時 から 令和7年1月16日 午後4時 まで |
| 申 請 方 法 | あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、入札参加申込書に必要な事項を入力し、入札参加資格確認申請書（様式第3号）を添付ファイル（ファイル名に会社名を加えること）として提出すること。 ※システムの稼働時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時から午後8時まで |

4 設計図書等に対する質疑

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和7年1月14日 午後4時 まで |
| 提出方法 | 質問書（指定様式）を愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ宛てにE-mailにより送付のうえ、電話で連絡すること。 メールアドレス：kanzaikensaka01@suidou-aichichubu.or.jp 電話番号：0561-38-0149（直通） |
| 回答 | 参加申請締め切り後、回答書をあいち電子調達共同システム（CALC/EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているページに掲載する。 |

5 入札方法

| | |
|----------|---|
| 入札書提出期間 | 令和7年1月20日 午前9時 から 令和7年1月21日 午後4時 まで |
| 入札添付書類 | 工事費等内訳書（様式第11号） ※ファイル名に会社名を加えて添付すること。 |
| 提出方法 | あいち電子調達共同システム（CALC/EC）により、入札書に必要な事項を入力し、工事費等内訳書を添付ファイルとして提出すること。 ※システムの稼働時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時から午後8時まで |
| 入札書の記載方法 | 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 諸経費の調整 | 契約締結後に、既に発注した工事と工期、工種及び現場距離等を勘案し、当工事が経費合算の適用が必要である場合には、諸経費を調整し契約金額を変更することがある。ただし、本件工事の入札において諸経費調整は行わないものとして入札すること。 |

6 開札

| | |
|----|------------------------|
| 日時 | 令和7年1月22日午前9時00分 |
| 場所 | 愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ |

7 落札決定

| | |
|---------|---|
| 落札候補者決定 | 予定価格の制限の範囲内での価格で最低制限価格以上の価格を入札書に記載した者のうち最低の価格を入札書に記載した者を落札候補者とし、事後審査書類の審査を行った後、落札決定を行う。 |
| くじ引き | 落札候補となるべき評価値が同点の入札者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。 |
| 事後審査書類 | <p>(1) 履行実績調書（様式第4号） ・工事の履行実績（1件以上）が確認できる契約書及び履行証明書（検査合格通知書又はCORINS等）の写しを添付</p> <p>(2) 配置予定技術者調書（様式第5号） ・従事した実績（官公庁との契約優先）が確認できるCORINSの竣工登録工事カルテ受領書等の写しを添付 ・配置予定の技術者が監理技術者資格証を所持する場合は監理技術者証の写しをまた所持しない場合は雇用関係の分かる公的書類の写しを添付</p> <p>※以上の事後審査書類を落札候補者決定日の翌営業日までに愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ（庁舎3階）まで提出すること。なお、資格審査のために他の書類の提出を求められることがある。</p> |

8 その他

| | |
|-------------|---|
| 契 約 条 項 | 入札参加資格確認申請期間中、愛知中部水道企業団 管財検査課 管財グループ (庁舎3階) にて縦覧 |
| 契約書作成の要否 | 要 |
| 契 約 保 証 金 | 要 (契約金額の10分の1以上) |
| 前 払 金 | 有 (契約金額の10分の4の範囲内) ※契約締結日から起算して15日以内に請求すること。 |
| 中 間 前 払 金 | 有 (1) 中間前払金の請求は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が契約金額の2分の1以上に相当するものであること。 (2) 前金払と中間前金払の合計額が、認定請求時における契約金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。 (3) 中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできない。 |
| 部 分 払 | 中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできない。 |
| 入 札 の 無 効 | 本入札に必要な資格のない者、虚偽の申請を行った者及び愛知中部水道企業団電子入札実施要領第14条に該当する入札は無効とする。 |
| 遵 守 事 項 | あいち電子調達共同システム (CALS/EC) 利用規約、愛知中部水道企業団電子入札実施要領、愛知中部水道企業団入札者心得書を熟読し入札に参加すること。 |
| 問 い 合 わ せ 先 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要に関すること … 建設課 建設第2グループ ・ 入札契約や提出書類に関すること … 管財検査課 管財グループ |